

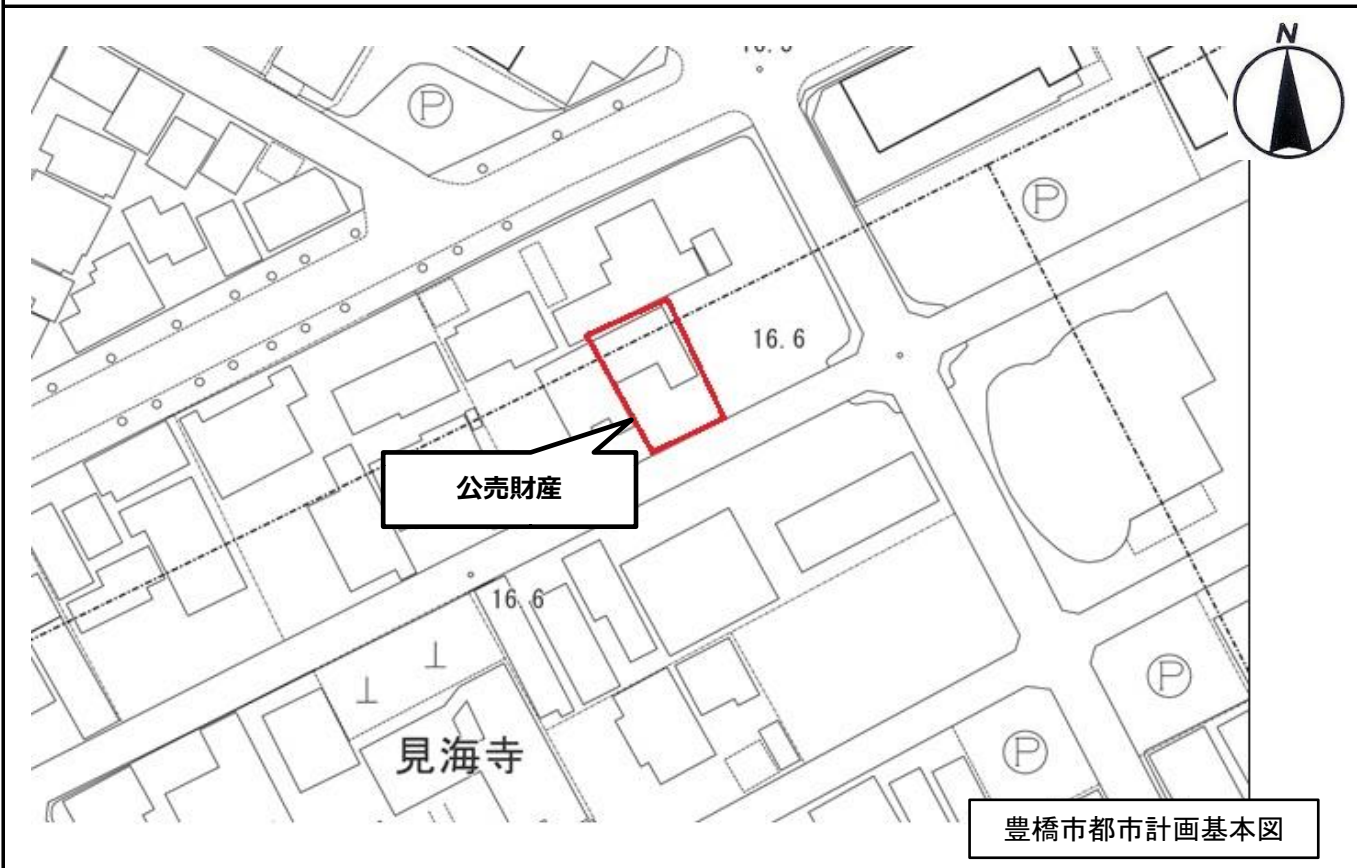
公売財産の
概要及び利用
状況等の内容

- 1 公売財産を一括公売します。
- 2 地目、地積は登記事項証明書によります。
- 3 公売財産は占有者があり、現在居住中の物件です。
- 4 公売財産は敷地南側で幅員5.4mの市道に接道します。
- 5 公売財産は第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)に立地しています。
- 6 隣地との境界確定については、隣地所有者と協議してください。
- 7 土壌汚染やアスベストなどに関わる専門的な調査は行っておりません。
- 8 最寄の交通機関はバス停(円六橋)まで約330m、徒歩約5分に位置します。
- 9 豊橋市は登記簿上の所有権移転のみ行い、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者または占有者に明渡しを求める場合や公売財産内の残置物の取扱い等はすべて買受人の責任において行うことになります。
- 10 権利移転及び危険負担発生の時期は買受代金の納付時とします。
- 11 消費税及び地方消費税について、消費税法上の混在財産です。
- 12 現況有姿での引き渡しになります。
- 13 公売財産に隠れた瑕疵があっても、豊橋市は担保責任を負いません。
- 14 権利移転に伴う費用(所有権移転登記に係る登録免許税、登記関係書類の郵送料等)は買受人の負担となります。

売却区分番号

豊橋市1

物件の所在図



物件の見取図



売却区分番号

豊橋市1

写真① (物件正面より撮影)



一部画像を加工しています。

写真② (一階元店舗部分写真)

